

### 住宅宿泊事業法と新宿区ルールの子の対応表

- 新宿区ルールの子は、住宅宿泊事業法等を踏まえて作成しています。
- この表は、法と新宿区ルールの子との関係を示したものです。
- 国土交通省は、10月11日まで、政令案、省令案へのご意見を募集しています。

- 【政令】住宅宿泊事業法施行令（仮称）
- 【規則】住宅宿泊事業法施行規則（仮称）
- 【厚生労働省令】厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則（仮称）
- 【国土交通省令】国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（仮称）

住宅宿泊事業法（第1条～第18条まで）	政令案・省令案（概要）	新宿区ルールの子	備考
<p>（目的）</p> <p>第1条 この法律は、我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。</p>		<p>（目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 住宅宿泊事業法に基づき規定すべき事項及び法に定めるもののほか住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する事象による区民の生活環境の悪化を防止することを目的とします。</li> </ul>	
<p>（定義）</p> <p>第2条 この法律において「住宅」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する家屋をいう。</p> <p>一 当該家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備その他の当該家屋を生活の本拠として使用するために必要なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める設備（※1）が設けられていること。</p> <p>二 現に人の生活の本拠として使用されている家屋、従前の入居者の賃貸借の期間の満了後新たな入居者の募集が行われている家屋その他の家屋であって、人の居住の用に供されていると認められるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの（※2）に該当すること。</p> <p>2 この法律において「宿泊」とは、寝具を使用して施設を利用することをいう。</p> <p>3 この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させ</p>	<p>※1【規則】</p> <p><u>住宅に設けられている設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 台所</li> <li>• 浴室</li> <li>• 便所</li> <li>• 洗面設備</li> </ul> <p>※2【規則】</p> <p><u>人の居住の用に供されていると認められる家屋</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現に人の生活の本拠として使用されている家屋</li> <li>• 入居者の募集が行われている家屋</li> <li>• 随時所有者又は賃借人の居住の用に供されている家屋</li> </ul>		

住宅宿泊事業法（第1条～第18条まで）	政令案・省令案（概要）	新宿区ルールの骨子	備考
<p>る事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数（※3）が一年間で180日を超えないものをいう。</p> <p>4 この法律において「住宅宿泊事業者」とは、次条第一項の届出をして住宅宿泊事業を営む者をいう。</p> <p>5 この法律において「住宅宿泊管理業務」とは、第五条から第十条までの規定による業務及び住宅宿泊事業の適切な実施のために必要な届出住宅（次条第一項の届出に係る住宅をいう。以下同じ。）の維持保全に関する業務をいう。</p> <p>6 この法律において「住宅宿泊管理業」とは、住宅宿泊事業者から第十一条第一項の規定による委託を受けて、報酬を得て、住宅宿泊管理業務を行う事業をいう。</p> <p>7 この法律において「住宅宿泊管理業者」とは、第二十二條第一項の登録を受けて住宅宿泊管理業を営む者をいう。</p> <p>8 この法律において「住宅宿泊仲介業務」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 宿泊者のため、届出住宅における宿泊のサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為</li> <li>二 住宅宿泊事業者のため、宿泊者に対する届出住宅における宿泊のサービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為</li> </ul> <p>9 この法律において「住宅宿泊仲介業」とは、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者（第十二条及び第六十七条において単に「旅行業者」という。）以外の者が、報酬を得て、前項各号に掲げる行為を行う事業をいう。</p> <p>10 この法律において「住宅宿泊仲介業者」とは、第四十六條第一項の登録を受けて住宅宿泊仲介業を営む者をいう。</p>	<p>※3【規則】</p> <p>人を宿泊させる日数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年4月1日正午から翌年4月1日正午までの期間において人を宿泊させた日数を算定</li> <li>・ 正午から翌日の正午までの期間を1日とする。</li> </ul>		
		<p>（区の責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ルールの目的を達成するため、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する施策を策定しこれを実施します。</li> <li>● 施策の実施に当たっては、警察・消防その他の関係機関と連携します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区の責務を明確化します。</li> </ul>

住宅宿泊事業法（第1条～第18条まで）	政令案・省令案（概要）	新宿区ルールの骨子	備考
		（区民の責務） ● 区民は、区が実施する施策に協力するよう努めるものとします。	・区民の責務を明確化します。
		（住宅宿泊事業者の責務） ● 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するよう努めなければなりません。	・生活環境の防止の目的のため、住宅宿泊事業者の責務を明確化します。
		（宿泊者の責務） ● 宿泊者は、住宅を利用するに当たっては、生活環境の悪化を防止するよう努めなければなりません。	・生活環境の防止の目的のため、宿泊者の責務を明確化します。
（届出） 第3条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）であって、その長が第68条第1項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものの区域にあっては、当該保健所設置市等の長。第7項並びに同条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第3条第1項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができる。 2 前項の届出をしようとする者は、 <u>国土交通省令・厚生労働省令で定めるところ</u> （※1）により、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出しなければならない。 一 商号、名称又は氏名及び住所 二 法人である場合においては、その役員の氏名 三 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名） 四 住宅の所在地 五 営業所又は事務所を設ける場合においては、その名称及び所在地 六 第11条第1項の規定による住宅宿泊管理業務の委託（以下単に「住宅宿泊管理業務の委託」という。）を	※1【規則】 <u>届出書の記載事項</u> ・届出住宅の規模等 ・住宅宿泊管理業務を委託する場合には、住宅宿泊管理業者の商号、名称等 ・住宅が賃借物件である場合の転貸の承諾の旨 ・住宅が区分所有建物である場合には規約で住宅宿泊事業が禁止されていない旨（規約に住宅宿泊事業に関して定めがない場合は管理組合に禁止する意思がない（☆）旨）等  ☆「管理組合に禁止する意思がない」ことは、管理組合の理事会や総会における住宅宿泊事業を禁止する方針の決議の有無により確認する予定。	（届出住宅の縦覧） ● 区は、住宅宿泊事業の届出があったときは、事業者の名称や連絡先、近隣住民への周知を実施した日等について、公表します。	・事業の実施についての届出やその方法は、法に定められています。また、法では、事業開始後の変更や廃止の手続きについても定めています。ルールでは、法に基づく届出事項及び近隣周知の状況について、縦覧に供する規定を設けます。

住宅宿泊事業法（第1条～第18条まで）	政令案・省令案（概要）	新宿区ルールの骨子	備考
<p>する場合においては、その相手方である住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項</p> <p>七 その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項</p> <p>3 前項の届出書には、当該届出に係る住宅の図面、第一項の届出をしようとする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類（※2）を添付しなければならない。</p> <p>4 住宅宿泊事業者は、第2項第一号から第三号まで、第五号又は第七号に掲げる事項に変更があったときはその日から30日以内に、同項第六号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。（※3）</p> <p>5 第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p> <p>6 住宅宿泊事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 住宅宿泊事業者である個人が死亡したとき その相続人</p> <p>二 住宅宿泊事業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者</p> <p>三 住宅宿泊事業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人</p> <p>四 住宅宿泊事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人</p> <p>五 住宅宿泊事業を廃止したとき 住宅宿泊事業者であった個人又は住宅宿泊事業者であった法人を代表する役員</p> <p>7 都道府県知事は、第1項、第4項又は前項の規定による届出を受理した場合において、当該届出に係る住宅が保健所設置市等（その長が第68条第1項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものを除く。）の区域内に所在するときは、遅滞なく、その旨を当該保健所設置市等の長に通知しなければならない。</p>	<p>※2【規則】 届出書の添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の図面、登記事項証明書</li> <li>住宅が賃借物件である場合の転貸の承諾書</li> <li>住宅が区分所有建物である場合には規約の写し（規約に住宅宿泊事業に関して定めがない場合は管理組合に禁止する意思がない（☆）ことを確認したことを証する書類）</li> </ul> <p>☆「管理組合に禁止する意思がない」ことは、管理組合の理事会や総会における住宅宿泊事業を禁止する方針の決議の有無により確認する予定。</p> <p>※3【規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変更の届出には、当該変更に係る書類を添付することとする。</li> </ul>		

住宅宿泊事業法（第1条～第18条まで）	政令案・省令案（概要）	新宿区ルールの骨子	備考
<p>（欠格事由）</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 第16条第2項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から3年を経過しない者（当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から3年を経過しないものを含む。）</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者</p> <p>五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第25条第1項第七号及び第49条第1項第七号において同じ。）が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人であって、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>八 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>			
<p>（宿泊者の衛生の確保）</p> <p>第5条 住宅宿泊事業者は、届出住宅について、各居室（住宅宿泊事業の用に供するものに限る。第11条第1項第一号において同じ。）の床面積に応じた宿泊者数の制限、定期的な清掃その他の宿泊者の衛生の確保を図るために必要な措置であって厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。</p>	<p>【厚生労働省令】</p> <p>宿泊者の衛生の確保を図るために必要な措置</p> <p>① 居室の床面積は宿泊者一人当たり 3.3 m<sup>2</sup>以上を確保すること</p> <p>② 定期的な清掃及び換気を行うこと</p>		<p>・届出住宅の衛生確保については、法及び省令案で規定されています。</p>

住宅宿泊事業法（第1条～第18条まで）	政令案・省令案（概要）	新宿区ルールの骨子	備考
<p>（宿泊者の安全の確保）</p> <p>第6条 住宅宿泊事業者は、届出住宅について、非常用照明器具の設置、避難経路の表示その他の火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置であって国土交通省令で定めるものを講じなければならない。</p>	<p>【国土交通省令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置は、届出住宅に、非常用照明器具を設けること、避難経路を表示すること等とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保については、法及び省令案で規定されています。</li> </ul>
<p>（外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保）</p> <p>第7条 住宅宿泊事業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対し、届出住宅の設備の使用に関する外国語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供その他の外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置であって国土交通省令で定めるものを講じなければならない。</p>	<p>【国土交通省令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置は、外国語を用いて、届出住宅の設備の使用に関する案内をすること等とする。</li> </ul>		
<p>（宿泊者名簿の備付け等）</p> <p>第8条 住宅宿泊事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより届出住宅その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める場所（※1）に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項（※2）を記載し、都道府県知事の要求があったときは、これを提出しなければならない。</p> <p>2 宿泊者は、住宅宿泊事業者から請求があったときは、前項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を告げなければならない。</p>	<p>※1【規則】</p> <p>宿泊者名簿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、作成の日から3年間保存することとする。</li> <li>・届出住宅等に備え付けることとする。</li> </ul> <p>※2【規則】</p> <p>宿泊者名簿の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊者の氏名、住所、職業</li> <li>・宿泊日</li> <li>・宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊者名簿の備付けの義務は、法及び省令案で定められています。</li> <li>・省令案では、宿泊者名簿の作成にあたっては、正確な記載を確保するための措置を講じることとされています。</li> </ul>

住宅宿泊事業法（第1条～第18条まで）	政令案・省令案（概要）	新宿区ルールの骨子	備考
<p>（周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明）</p> <p>第9条 住宅宿泊事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより（※1）、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの（※2）について説明しなければならない。</p> <p>2 住宅宿泊事業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対しては、外国語を用いて前項の規定による説明をしなければならない。</p>	<p>※1【規則】 説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>書面の備付け等の措置を講じた上で行うこととする。</li> </ul> <p>※2【規則】 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の防止のために配慮すべき事項</li> <li>ごみの処理に関し配慮すべき事項</li> <li>火災の防止のために配慮すべき事項 等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>法では、周辺配慮のための宿泊者に対する説明義務が定められています。</li> <li>省令案では、その説明を書面等で行わなければならない旨を規定しています。</li> </ul>
		<p>（近隣住民への周知等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅宿泊事業者を営もうとする者は、住宅宿泊事業の届出をする7日前までに、近隣住民に対し、当該住宅を住宅宿泊事業として営もうとすること、商号、名称又は氏名、連絡先、事業開始日等について書面による周知を行い、区に報告しなければならない。</li> <li>商号や連絡先等に変更があった時も同様とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法には、近隣説明についての規定はありません。</li> <li>ルールでは、事業開始前に近隣周知を行い、区に報告することを規定します。</li> </ul>
		<p>（廃棄物の適正処理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業の実施に伴い発生した廃棄物を自ら適正に処理しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法では規定されていませんが、ルールでは、廃棄物適正処理について規定します。</li> </ul>
<p>（苦情等への対応）</p> <p>第10条 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。</p>		<p>（苦情の対応記録）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者は、苦情が発生した際の対応について、記録を作成し、3年間保存しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法では、苦情に対し適切・迅速に対応しなければならない旨定められています。</li> <li>ルールでは、苦情の対応内容について記録・保管するよう規定します。</li> </ul>

住宅宿泊事業法（第1条～第18条まで）	政令案・省令案（概要）	新宿区ルールの骨子	備考
<p>（住宅宿泊管理業務の委託）</p> <p>第11条 住宅宿泊事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>国土交通省令・厚生労働省令で定めるところ（※1）</u>により、当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を一の住宅宿泊管理者に委託しなければならない。ただし、住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理者である場合において、当該住宅宿泊事業者が自ら当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行うときは、この限りでない。</p> <p>一 届出住宅の居室の数が、一の住宅宿泊事業者が各居室に係る住宅宿泊管理業務の全部を行ったとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして<u>国土交通省令・厚生労働省令で定める居室の数（※2）</u>を超えるとき。</p> <p>二 届出住宅に人を宿泊させる間、不在（<u>一時的なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの（※3）</u>を除く。）となるとき（住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅との距離その他の事情を勘案し、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者に委託しなくてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として<u>国土交通省令・厚生労働省令で定めるとき（※4）</u>を除く。）。</p> <p>2 第5条から前条までの規定は、住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者については、適用しない。</p>	<p>※1【規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅宿泊管理者への委託は、住宅宿泊管理業務の全部を契約により委託すること等により行うこととする。</li> </ul> <p>※2 今後規則で定められる予定。</p> <p>※3 今後規則で定められる予定。</p> <p>※4 【規則】</p> <p>住宅宿泊管理者に対し住宅宿泊管理業務の委託を要さない場合は、住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が同一の建築物内にある場合等とする。</p>		
<p>（宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託）</p> <p>第12条 住宅宿泊事業者は、宿泊サービス提供契約（宿泊者に対する届出住宅における宿泊のサービスの提供に係る契約をいう。）の締結の代理又は媒介を他人に委託するときは、住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に委託しなければならない。</p>	<p>【規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅宿泊事業者が宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託をしようとするときは、委託をしようとする住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に対し、当該住宅宿泊事業者の届出番号を通知することとする。</li> </ul>		

住宅宿泊事業法（第1条～第18条まで）	政令案・省令案（概要）	新宿区ルールの骨子	備考
<p>（標識の掲示）</p> <p>第13条 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に、<u>国土交通省令・厚生労働省令で定める様式の標識</u>を掲げなければならない。</p>	<p>・標識の様式は今後規則で定められる予定。</p>		
<p>（都道府県知事への定期報告）</p> <p>第14条 住宅宿泊事業者は、届出住宅に人を宿泊させた日数その他の<u>国土交通省令・厚生労働省令で定める事項</u>について、<u>国土交通省令・厚生労働省令で定めるところ</u>により、定期的に、都道府県知事に報告しなければならない。</p>	<p>【規則】</p> <p>・住宅宿泊事業者は、2ヶ月ごとに届出住宅に人を宿泊させた日数等を報告することとする。</p>		
<p>（業務改善命令）</p> <p>第15条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
<p>（業務停止命令等）</p> <p>第16条 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条の規定による命令に違反したときは、1年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条若しくは前項の規定による命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前2項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を住宅宿泊事業者に通知しなければならない。</p>			
<p>（報告徴収及び立入検査）</p> <p>第17条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設</p>			

住宅宿泊事業法（第1条～第18条まで）	政令案・省令案（概要）	新宿区ルールの骨子	備考
<p>備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>・今後規則で立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式が定められる予定。</p>		
<p>（条例による住宅宿泊事業の実施の制限）</p> <p>第18条 都道府県（第68条第1項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市等の区域にあっては、当該保健所設置市等）は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。</p>	<p>【政令】</p> <p>①区域ごとに、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定して行う。</p> <p>② 区域の指定は、土地利用の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である地域内の区域について行う。</p> <p>③ 期間の指定は、宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である期間内において行う。</p>	<p>（住宅宿泊事業の実施の制限）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住居専用地域（※）においては、月曜日から木曜日までは住宅宿泊事業を行うことができません。</li> <li style="padding-left: 20px;">※都市計画法第8条第1項第1号にいう第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域</li> <li>● 住宅の敷地の過半が住居専用地域に含まれる場合には、当該敷地を住居専用地域とみなします。</li> </ul>	
		<p>（土地又は建物の提供者等の責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 他人に土地又は住宅を提供する者は、賃貸借契約の締結の際、住宅宿泊事業の実施の可否について明記するよう努めなければなりません。</li> <li>● 建物の区分所有者は、管理規約等に住宅宿泊事業の実施の可否について明記するよう努めなければなりません。</li> </ul>	<p>・土地又は建物の賃貸借契約締結後のトラブルや、分譲マンションでのトラブルを未然に防ぐため、住宅宿泊事業の実施の可否について契約書や管理規約に記載するよう努力義務規定を設けます。</p>